

はじめよう！ 農 福 連携 — スタートアップマニュアル —

(① 農業者・障害者就労施設 向け)



令和8年3月

農福連携を始める流れ

まずはじめに…

▶障害者との
交流【p 5】

農業者

障害者を直接雇用したい（雇用できる）

はい

いいえ

障害者を直接雇用

詳細
P6～

農作業に興味のある
障害者を見つけよう！

① 障害者へアプローチ

- ▶ハローワーク【p 6】
- ▶無料職業紹介事業者、有料職業紹介事業者検索サイト【p 8】
- ▶障害者就職面接会【p 8】
- ▶特別支援学校の職場実習の受入れ【p 8】
- ▶近隣の障害者就労施設への訪問【p 9】

② 試行的な雇用

- ▶トライアル雇用【p 9】

③ サポート制度の活用

- ▶ジョブコーチの活用【p 10】
- ▶障害者就業・生活支援センターの活用【p 10】

④ 正式雇用

- ▶特定求職者雇用開発助成金【p 11】
- ▶雇用就農資金【p 11】

障害者就労施設による農作業請負

詳細
P12～

農作業を請け負える
事業所を見つけよう！

① 障害者就労施設へのアプローチ

- ▶共同受注窓口の利用【p 12】
- ▶自治体の福祉部局への相談【p 12】
- ▶WEBサイトの活用【p 13】

② 試行的な農作業請負の実施

- ▶共同受注窓口や自治体の福祉部局と相談【p 13】

③ 正式契約

- ▶共同受注窓口や自治体を交えた相談【p 14】
- ▶作業内容、作業時期、請負報酬等を決定【p 14】
- ▶請負実施の注意点【p 14】

障害者就労施設

農地等を確保して農業生産したい（農業生産できる）

はい

いいえ

詳細

P17～

自ら農業生産

自ら農業生産をしてみよう！

①農地の確保

- ▶市町村の農業委員会に相談【p17】

②生産施設、加工・販売施設等の整備

- ▶農山漁村振興交付金【p18】
- ▶社会福祉施設等施設整備費補助金【p21】

③農業用機械・器具・資材等の確保

- ▶JAの利用【p21】
- ▶地域の販売店や農業者への相談【p21】

④農業技術の指導を受ける

- ▶都道府県の普及指導センター、JA、地域の農業者への相談【p22】

詳細

P23～

農業者から農作業を請け負う

人材を必要としている農業者を見つけよう！

①農業者へのアプローチ

- ▶共同受注窓口の利用【p23】
- ▶自治体の農業部局、都道府県の普及指導センター、JA等への相談【p23】

②試行的な農作業請負の実施

- ▶共同受注窓口や自治体の農業部局と相談【p24】

③正式契約

- ▶共同受注窓口や自治体を交えた相談【p25】
- ▶作業内容、作業時期、請負報酬等を決定【p25】
- ▶請負実施の注意点【p25】

* 一般的な就農までのプロセスについては、こちらをご参照ください。

▶「新規就農者の事例」（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nougyou_shigoto2_2.html



* 農林水産省 WEB では農福連携の取組事例を紹介していますので、ご参照ください

▶「農福連携の取組事例」（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>



<農業に関わる機関の役割>

1 農林水産省 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

- 【役割】・農福連携の普及啓発のためのシンポジウム等の開催
・農福連携に関する情報提供
・農福連携の補助事業の窓口（北海道内は農林水産省 農村振興局 都市農村交流課）
【所在】・全国9カ所

2 都道府県 普及指導センター

- 【役割】・農業技術の指導
・営農計画の作成支援
【所在】・各都道府県の機関として、全国各地に362カ所（令和7年3月末時点）
*各都道府県によって、「普及指導センター」「農業改良普及センター」「農業振興事務所」など名称が異なる。

3 農業協同組合（通称：JA）

- 【役割】（原則として、農業協同組合の組合員になることが前提）
・生産資材や生活資材の共同購入
・農畜産物の共同販売
・貯金の受入れ、生活資金の貸付け
【所在】・全国各地に524組合（令和7年3月末時点）

4 農業共済組合（通称：NOSAI）

- 【役割】（原則として、農業共済組合の組合員になることが前提）
・自然災害などに備えた保険（農業共済）
・様々なリスクに備えた保険（収入保険）
【所在】・各都道府県に1組合（組合支所等は県内に数カ所。茨城県のみ複数組合。）

5 市町村 農業委員会

- 【役割】・農地法に基づく農地の売買・貸借の許可
・農地の転用の許可・意見具申
・遊休農地の調査や指導
【所在】・原則として各市町村に1カ所
（一部の市町村は複数個所、設置されていない市町村もあり）

6 農地中間管理機構（農地バンク）

- 【役割】・分散した農地を整理し、集約して担い手に貸出し
【所在】・各都道府県に1カ所

7 農業会議

- 【役割】・農地に関する情報の集約と提供
・新規就農者を雇用する農業法人等への支援（雇用就農資金）の窓口
【所在】・各都道府県に1カ所

＜障害者雇用や障害者福祉に関わる機関の役割＞

1 ハローワークの障害者専門窓口

【役割】（事業主と障害者が雇用契約を締結することが前提）

- ・ 障害者に対して、職業紹介や職業指導を行う
- ・ 事業主に対して、雇用管理に関する助言を行う
- ・ 障害者雇用に関する助成金の窓口

【所在】・ ハローワークは全国各地に 544 か所（＊場所によって、申請を受け付けている助成金の範囲が異なる。）

2 自治体の無料職業紹介事業の窓口

【役割】（事業主と障害者が雇用契約を締結することが前提）

- ・ 障害者に対して、仕事をあっせんする
- ・ 事業主に対して、求職者である障害者をあっせんする

【所在】・ 497 自治体（令和 7 年 11 月末時点）

3 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

【役割】・ 障害者に対して、検査や作業等を通じて課題の把握を行い、就労に向けた専門的な助言を行う

- ・ 事業主に対して、障害者の雇用管理に関する専門的な助言を行う
- ・ 障害者、事業主双方に対して、ジョブコーチによる職場適応支援を実施する

【所在】・ 各都道府県に 1 か所（その他、北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の 5 か所に支所を設置。）

4 障害者就業・生活支援センター

【役割】・ 障害者に対して、就業面・生活面に関する一体的な支援をする

- ・ 事業主に対して、障害者の雇用管理に関する助言をする

【所在】・ 全国各地に 339 か所（令和 7 年 6 月 2 日時点）（社会福祉法人や NPO 法人等が実施）

5 共同受注窓口

【役割】（企業等と障害者就労施設が委託・請負契約を締結することが前提）

- ・ 企業に対して、仕事を請け負える障害者就労施設を紹介する
- ・ 障害者就労施設に対して、仕事を依頼したい企業を紹介する

【所在】全国 100 カ所程度

6 特別支援学校の高等部

【役割】・ 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して教育を行う（農業体験活動や農業の職場実習などを含む）

- ・ 障害のある生徒の進路指導（進学や就職、就労の支援など）

【所在】・ 各都道府県に各障害種 1 校以上、全国 1,046 校（令和 7 年 5 月 1 日時点）

＊ 学校により、対象とする障害種が異なる。

第1. 農業者の皆様へ

農業者が農福連携に取り組む方法は、大きく分けて、1. 障害者を直接雇用する方法、2. 障害者就労施設（*）に農作業を請け負ってもらう方法があります。

1. の場合、農業者は、社員である障害者への作業指示や労務管理などを、全て自らの責任で行うこととなります。

2. の場合、農業者は、障害者就労施設と作業日程・作業内容を調整するとともに、事業所の職業指導員が、障害者の能力把握、作業指示とサポートを行うこととなります。

2. の方法は、農業者に十分な福祉的な知識がなくても取り組みやすいため、農林水産省では、はじめて農福連携に取り組む農業者の方には、2. の方法をお勧めしています。そして、障害者が活躍できること、障害者との関わり方への理解が進んできた際には、1. の方法へステップアップすることもご検討ください。

（*）障害者就労施設とは、障害者に対する支援を行う施設のことです。その中には、障害者が支援スタッフと一緒に生産活動を行うところもあります。

0. まずはじめに

（1）障害者との交流

Q1：普段、障害者との交流がないのですが、交流の機会がありますか？

A：農作業や食に関する体験を通じて、障害者と交流してみましょう。

A：農作業や食に関する体験について

農業者の中には、障害者や地域住民との交流を深めることを目的として、収穫などの農作業体験会等を開催したことをきっかけに、障害者との交流が深まり、1. 又は2. につながっていった例があります。

このように、近隣の障害者就労施設やボランティア団体などから、障害者を含む「農」や「食」に興味がある方を受け入れることは、農福連携のファーストステップになりうると考えられます。

障害者・子ども・高齢者などを受け入れる際には、熱中症・ケガ・食中毒などのリスクに備えるため、訪問者の所属団体に対し、内容に応じて、社会福祉協議会のボランティア保険や民間保険会社のレクリエーション保険などを活用するよう、勧めてください。

なお、近隣の障害者就労施設については、地方自治体の保健福祉部局にお問い合わせください。

1. 障害者を直接雇用する方へ

(1) 障害者へのアプローチ

Q1：農業分野での就職を希望する障害者とのマッチングを実現するにはどのようにすればよいでしょうか？

A1：ハローワークに求人申込みをしてみましょう。

A2：無料職業紹介事業を実施している自治体や JA 等に相談してみましょう。

A3：障害者就職面接会に参加してみましょう。

A4：特別支援学校の職場実習を受け入れてみましょう。

A1—1：ハローワークへの相談について

○ ハローワークとは

ハローワークとは、就職を希望する方（求職者）への職業紹介や、雇入れを希望する事業主（求人者）への人材紹介を行う機関であり、全国 544 カ所に設置されています。

また、農林漁業の盛んな地域では、ハローワークの中に、農林漁業就職支援コーナーを設けて、農林漁業に特化した情報提供を行っています。

さらに、ハローワークには、障害者の職業紹介のための専門窓口が設けられており、障害のある求職者に対する就職支援や、障害者を対象とした求人（障害者専用求人）の作成支援などを行っています。

このように、ハローワークは、多くの情報を持つ身近な専門機関です。

○ ハローワークへの相談について

障害者を雇用する具体的なプランがなくても、まずは相談してみましょう。今後の進め方について、相談に乗ることができますので、ハローワークを積極的にご利用ください。

【全国のハローワーク所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

【開庁時間】 平日午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

* 職業相談等の所要時間や窓口の混雑状況により、
午前 9 時～午後 5 時の間のご利用をお勧めします。



【利用料】 全国どこでも無料

【予 約】 原則、全国どこでも不要。なお、窓口の混雑状況により、順番待ちをしていただく場合があります。

A1—2：ハローワークへの求人申込みについて

障害者の職種、賃金、労働時間、雇用形態など、障害者を雇用する具体的なプランが決まっている場合には、ハローワークに求人申込みをしてみましょう【図 1】。

事業所登録シートや求人申込書を作成する必要があります。不明な点がありましたら、ハ

ローワークの職員にお尋ねください。

図 1

求人の流れ

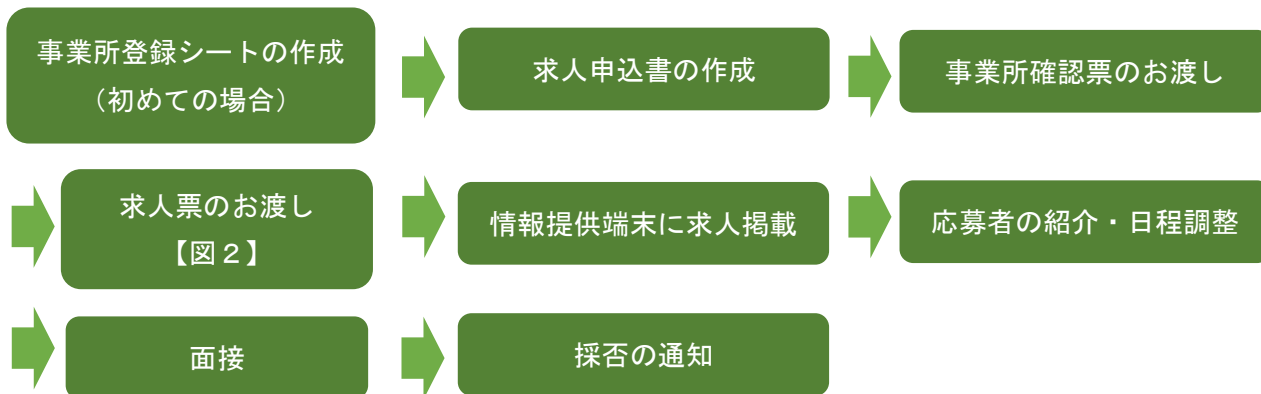


図 2

求人票のサンプル

(＊令和5年4月時点のサンプル)

A2：無料職業紹介事業者、有料職業紹介事業者検索サイトについて

無料職業紹介事業を実施している自治体等を使って障害者を雇用しようとする場合は、最寄りの自治体等に相談してみましょう。自治体が、無料の職業紹介事業を行っているかどうかは、厚生労働省の人材サービス総合サイトから確認できます。

【人材サービス総合サイト】

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?screenId=GICB101010&action=initDisp>



A3：障害者就職面接会への参加について

ハローワークでは、求職活動をしている障害者と複数の事業主が、一堂に会する障害者就職面接会を開催しています。

障害者就職面接会は、事業主・障害者双方にとって一度に多くの相手と情報交換及び面接を実施できるというメリットがあります。

開催時期は、都道府県ごとに異なりますので、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



【全国のハローワーク所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

A4－1：特別支援学校高等部の職場実習について

障害のある生徒が学ぶ特別支援学校高等部の多くは、卒業後の自立や社会参加に向け、近隣の事業所などを訪問して、職業体験活動や作業をする「職場実習」を実施しています（主として、知的障害者に対する教育を行う特別支援学校を中心に実施されています）。

職場体験活動や職場実習を通じて、生徒の関心のある職業分野や業務内容を探るとともに、業務や職場への適性を見極めることができます。また、受入側にとっては、生徒の業務や職場への適性などを見極め、卒業後に本採用するか判断する期間となり得ます。

特別支援学校では、各生徒に対して長期的な視点で教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が義務づけられています。そのため、特別支援学校高等部の生徒を卒業後に本採用すると、障害の状態や特性及び心身の発達等を踏まえた配慮や支援方法等に関する情報を学校から直接聞くことなどができ、農業者にとって安心と言えます。

一般に、特別支援学校高等部は、生徒に幅広い職業分野を体験させるために、職業体験活動や職場実習を受け入れてくれる事業所の開拓に取り組んでいます。受入れを検討する農業者は、近隣の特別支援学校高等部の進路指導担当や学校の設置者（都道府県立学校の場合は都道府県教育委員会、市立学校の場合は市教育委員会の特別支援学校担当部署）にお問い合わせください。

なお、職場実習の際に要する実習先までの交通費については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは、特別支援学校にご確認ください。

【特別支援教育就学奨励費】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/hattatu_00001.htm



A4-2：近隣の障害者就労施設への訪問について

障害者就労施設、特に就労移行支援事業所は、利用者（障害者）が企業等に勤める一般的な就労形態に移行することを最終目標としています。そのため、農業者が利用者を雇用すると、障害者就労施設としては、利用者の就職先を広げられることになります。

お近くの障害者就労施設については、地方自治体の保健福祉部局にお問い合わせください。

（２）障害者の試行的な雇用

Q2：まずは障害者を試行的に雇用できますか？

A：障害者トライアル雇用制度を活用してみましょう。

A-1：障害者トライアル雇用制度について

事業主が、雇い入れた障害者の適性や仕事を行える可能性を見極め、本採用前に障害者との相互理解の機会を創出するため、原則3か月間（精神障害者は原則6か月～最大12か月間）の期間を定めて、試行的に雇用することができます。これを「障害者トライアル雇用」と言います。

支給要件を満たしている場合、事業主には、障害者トライアル雇用の終了後に、国から、月額最大4万円（精神障害者を雇用する場合は雇入れから3か月間は月額最大8万円、ただし助成金の支給期間は6か月に限りま）を一括して支給されます。

なお、障害者トライアル雇用の対象となるのは、障害者をハローワークや職業紹介事業者等の障害者トライアル雇用専用求人によって雇い入れた場合のみであり、例えば、農業者の親族や知人からの紹介を通じて雇用に至った場合は、対象外となります。

障害者トライアル雇用の申込みは、最寄りのハローワークで行ってください。

【全国のハローワーク所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



A-2：障害者短時間トライアル雇用について

精神障害者又は発達障害者であって、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい場合、トライアル雇用期間中に週20時間以上の就労を目指すことを条件に、週10時間以上20時間未満の短時間の試行雇用から開始することができます。試行期間は、職場への適応状況や体調などに応じて、3か月～最大12か月です。

支給要件を満たしている場合、事業主は、障害者短時間トライアル雇用の終了後に、国から、月額最大4万円（最大12か月間）を一括して支給されます。

なお、障害者トライアル雇用と同様、障害者短時間トライアル雇用の対象となるのは、障害者をハローワークや職業紹介事業者等の障害者トライアル雇用専用求人によって雇い入れた場合のみです。

障害者短時間トライアル雇用の申込みは、最寄りのハローワークで行ってください。

【全国ハローワークの所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



（３）サポート制度の活用

Q3：障害者を雇い入れた後、農業者や障害者に対するサポート制度はありますか？

A1：「職場適応援助者（ジョブコーチ）」の訪問により、障害者の職場適応に関する専門的助言を受けられます。

A2：「障害者就業・生活支援センター」による、障害者の雇用管理に関する助言を受けられます。

A1：職場適応援助者（ジョブコーチ）について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（略称：「JEED」（ジード））は、すべての都道府県に「地域障害者職業センター」を設けており、障害者の職場適応に課題がある場合、各センターの「配置型ジョブコーチ」が事業主を訪問して、障害特性を踏まえた専門的なアドバイスをすることで、事業主と障害者のサポートをしています。

また、社会福祉法人などの職員で、職場適応援助者養成研修を修了した者を「訪問型ジョブコーチ」と呼び、同様のサポートを行っています。

ジョブコーチによる支援に際しては、本人や職場環境等の課題を分析し、支援計画を立ててから、本人・事業主の同意の下で支援を開始します。

障害者を雇用する農業者が、ジョブコーチの活用について相談を希望する場合、最寄りの地域障害者職業センターにお問い合わせください。利用は無料です。

【地域障害者職業センター一覧】

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html>



A2：障害者就業・生活支援センターについて

全国に339箇所（令和7年6月2日時点）設置されている「障害者就業・生活支援センター」では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場訪問等により指導、相談を実施し、事業主に対しても雇用管理に関する助言をしています。

利用を希望する場合は、最寄りの障害者就業・生活支援センターにお問い合わせください。利用は無料です。

【障害者就業・生活支援センター一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html



(4) 正式雇用

Q4：障害者を正式雇用した後、助成はありますか？

A1：特定求職者雇用開発助成金を活用してみましょう。

A2：雇用就農資金を活用してみましょう。

A1：特定求職者雇用開発助成金について

障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）場合、助成金の支給を受けられる場合があります。この助成金の1つに「特定求職者雇用開発助成金」があります。

特定求職者雇用開発助成金のうち、例えば特定就職困難者コースでは、①重度障害者等を除く身体・知的障害者（週あたり所定労働時間が30時間以上）については2年間で最大120万円、②重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者（週あたり所定労働時間が30時間以上）については3年間で最大240万円、③重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者（週あたり所定労働時間が20時間以上30時間未満）については2年間で最大80万円支給されます。支給は、6か月ごとに行われます。

（※）ただし、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上（重度障害者などを短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることが確実に認められること。

なお、特定求職者雇用開発助成金の対象となるのは、障害者をハローワークや民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた場合のみであり、例えば、農業者の親族や知人の紹介を通じて雇用に至った場合は、対象外となります。

特例求職者雇用開発助成金の申込みは、最寄りのハローワークで受け付けています。

【全国のハローワーク所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



A2：雇用就農資金について

就農を希望する49歳以下の障害者の方を新たに雇用する農業法人等に対して、新規雇用就農者1名あたり最大75万円／年（最長4年間）を助成します（通常は最大60万円／年で、新規雇用就農者が障害者の方の場合には最大15万円／年が加算されます）。

また、新規雇用就農者の1週間の所定労働時間は、年間平均35時間以上となる必要がありますが、障害者の方の場合は20時間以上で構いません。

なお、特定求職者雇用開発助成金との併給は認められません。

雇用就農資金の募集は全国農業会議所が行っており、申請や問合せは各都道府県農業会議等で受け付けています。

【雇用就農資金の概要】

https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/



2. 事業所に農作業を請け負ってもらう方へ

(1) 障害者就労施設へのアプローチ

Q1：農作業を請け負える障害者就労施設は、どのように見つければよいでしょうか？

A1：共同受注窓口を利用してみましょう。

A2：自治体の保健福祉部局に聞いてみましょう。

A3：WEBサイトを活用して探してみましょう。

A1：共同受注窓口の利用について

○ 共同受注窓口とは

共同受注窓口とは、企業等が発注したい物品や役務の内容を、受注が可能な障害者就労施設にあっせん・仲介する窓口のことを言います。

共同受注窓口は、各都道府県から社会福祉法人やNPO法人等に業務委託等する形で運営されており、全国100か所程度が設けられ、「社会就労センター協議会」などが運営しています。

また、「ナイスハートネット」というWEBサイトを用いて、WEBサイト上で仲介を行っているところもあります。

共同受注窓口の中には、農業専任のコーディネーターを配置し、積極的に農作業のあっせんを行っているところもあります。

○ 共同受注窓口の利用について

共同受注窓口を利用する際は、あらかじめ、障害者就労施設に依頼したい作業内容・作業量などについて、整理する必要があります。

また、ほとんどの共同受注窓口は、無料で利用できますが、手数料を徴収しているところもあります。詳細は、最寄りの共同受注窓口にお問い合わせください。

【最寄りの共同受注窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001649492.xlsx>

(平成31年1月31日時点)



A2：地方自治体の保健福祉部局への相談について

障害者就労施設は、管轄する都道府県等の指定を受けて事業を実施するものであるため、各都道府県等は、すべての障害者就労施設について、概要を把握しています。必要に応じて、地方自治体の保健福祉部局にもお問い合わせください。

A3：WEBサイトの活用

農福連携に取り組む農業者の中には、WEBサイトで近隣の障害者就労施設を見つけて、その事業所に声をかけ、請負契約を締結するに至った例もあります。

各都道府県は、事業所から報告された障害福祉サービス等の情報を公表することが義務づけられています。こうした情報の報告・公表は、原則として独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行われており、全国の障害者就労施設の所在や連絡先等を公開しています。

【WAM NET 障害福祉サービス等情報検索】

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



また、都道府県のWEBサイトでも、障害者就労施設が取り組んでいる作業内容や賃金/工賃まで記載されている場合もあり、農作業を請け負ってもらう事業所を選ぶ際の目安とすることができます。

（２）試行的な農作業請負の実施

Q2：まずは試行的に農作業を請け負ってもらうことはできますか？

A：共同受注窓口や自治体の保健福祉部局を交えて相談してみましょう。

A：試行的な農作業請負の実施について

農業者や障害者就労施設が、農福連携の取組に慣れていない場合、まずは、数日間、試行的に農作業を請け負ってもらうことをご検討ください。

パターンとしては、

- ①正式契約後と同様に、農業者と障害者就労施設が農作業に関する請負契約を締結して、報酬を支払うパターン
- ②農業者と障害者就労施設が、農作業に関する請負契約を締結せず、短期間・無報酬で「援農ボランティア」をするパターン

の2つが考えられます。

どのようなパターンで実施するかについては、共同受注窓口や地方自治体の保健福祉部局を交えて、相談してください。

なお、①のパターンの場合、ほ場において障害者に具体的な指示を行うのは、障害者就労施設の職業指導員であり、農業者は、まず、職業指導員に農作業の内容を伝えたり、ほ場等で作業体験をしてもらい、その指導員がそれぞれの障害特性に配慮して、作業を割り当てることとなります。そのため、農業者は、障害者就労施設とのコミュニケーションを深め、職業指導員と信頼関係を築くことが大切であり、障害者の仕事に対して意見があれば、本人に直接伝えるのではなく、職業指導員から伝えてもらうようにします。

(3) 正式契約

Q3：正式契約の締結にあたって仲介してくれる機関はありますか？

A：共同受注窓口などを交えて相談してみましょう。

A：契約締結の仲介について

試行的な農作業請負の実施を経て、正式に農作業に関する請負契約を締結する場合、契約内容を決定する必要があり、農業のみならず福祉的な知識が必要です。

共同受注窓口のコーディネーター等に、契約締結の仲介をお願いしてみましょう。

Q4：正式契約の締結にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：契約内容として、作業内容、作業期間、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険の加入者等に留意する必要があります。

A：契約内容と留意事項について

扱う作物、作業内容、作業期間、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険、その他留意事項を決定し、契約書【図3】や農作業依頼予定シートといった形で、書面に残します。

農業者は、障害者就労施設が、請け負ってもらった農作業を円滑に実施できるよう、日々の栽培管理やほ場管理に十分な配慮をする必要があります。また、求める業務に対する達成度（量と質）を文書・写真・映像等で、具体的に示すことが重要です。さらに、障害者就労施設では、作業担当である職業指導員や、勤務管理担当である管理者等の業務分担がされているため、どの話をどの職員に伝えるべきか、把握しておく必要があります。

任意保険の加入者は、障害者就労施設となるのが通常ですので、農業者は保険料を支払う必要がありません。

また、請負報酬の設定については、地方自治体によっては、作業工程ごとの単価を設定して、マニュアルとして公開しているところもあります。

請負報酬の設定については、「農福連携スタートアップマニュアル 第2分冊」p7～詳しく記載します。

Q5：請負形式による農作業の実施にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理することなどが重要です。

A：請負形式による農作業の実施について

適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主（障害者就労施設）が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方（農業者）から独立して処理することなどが必要です。

詳しくは「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」をご参照の上、ご不明点等があれば、都道府県労働局にご相談ください。

【労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328190.pdf>



契約書（例）

請負契約書

印紙税法に
定められた
収入印紙

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、別表に記載する農作業を発注し、乙はこれを請け負い、善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。但し、天候不順等、乙の責めに帰することができない事由により、契約期間内に請負業務を完成できない場合は、甲乙の協議により変更できるものとする。

（請負報酬の額及び支払方法）

第3条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負報酬を乙に支払う。

2 甲は、各作業を完了した日の属する月の翌月末までに、乙の指定する方法により、請負報酬を支払うものとする。

（費用の支払い）

第4条 請負業務の実施にあたり費用を必要とする場合は、甲乙協議し、当該費用の負担者及びその支払方法を決定する。

（実施報告）

第5条 乙は、請負業務を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。

（責任の所在）

第6条 乙及び乙の利用者の作業中又は休憩中等に事故が発生した場合は、甲の故意又は過失による場合を除き、甲は、当該事故につきその責めを負わない。

第7条 請負業務の完成についての法律上のすべての責任は、乙が負うものとする。

（契約の変更等）

第8条 契約を変更する場合は、甲乙協議のうえ、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲
住所
氏名

印

乙
住所
氏名

印

（農業労働力支援協議会（公益社団法人 日本農業法人協会）『農業者のための農福連携ガイド』より、一部改変。同協会のWEBサイト「https://hojin.or.jp/agri/post_141-html/」から、ひな形をダウンロード可能。）



第2. 障害者就労施設の皆様へ

障害者就労施設が、農福連携に取り組む方法は、大きく分けて、1. 自ら農地を確保して農業生産を行う方法、2. 農作業を請け負う方法があります。

1. の場合、障害者就労施設は、確保した農地を利用して、自ら農業生産を行うことができます。

2. の場合、障害者就労施設は、農業者のほ場に通り、農業者と調整しながら農作業を請け負うことができます。

1. 自ら農業生産をする事業所へ

(1) 農地の確保

Q1：農地をどのように確保すればよいのでしょうか？

A：市町村の農業委員会 または 農業部局に相談しましょう。

A-1：農地の確保について

障害者就労施設（設置・運営法人）が、農地を利用して農作物を栽培したい、また、経営農地の面積を増やしたい、交換したいなど、利用したい農地を見つけるには、WEB サイト「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。

【eMAFF 農地ナビ】<https://map.maff.go.jp>



A-2：農地を確保する方法について

① 農業目的での農地の借入れ（農地法）

農地の借入れについては、農地法に基づく手続き（許可）が必要です。その農地が所在する市町村の農業委員会に相談してください。

（許可を受けるに当たっての確認事項）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること
- ・ 貸借契約に、農地を適正に利用していない場合には契約を解除する旨の条件が付されていること
- ・ 1人以上の役員等が、耕作の事業に常時従事すること
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

② 社会福祉事業等のための農地の借入れ・購入（農地法）

社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人（※）が、その農地を当該目的に使用する場合、農地の借入れ、または購入ができます。

※ 医療法人、社会福祉法人、NPO 法人その他の営利を目的としない法人

この場合にも、農業目的による借入れと同様にその農地が所在する市町村の農業委員会の手続き（許可）が必要ですが、要件が異なりますのでご注意ください。

（許可を受けるに当たっての確認事項）

- ・ 農地の全てを利用すること
 - ・ 周辺の農地利用に支障がないこと
 - ・ 農地を法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する（※）こと
- ※ 例）障害福祉サービス等を提供する法人による園芸療法

（２）生産施設、加工・販売施設等の整備

Q2：農福連携に取り組むための生産施設を整備したいのですが、助成制度はありますか？

A1：農林水産省では、農山漁村振興交付金があります。

A2：厚生労働省では、社会福祉施設等整備費補助金があります。

A1：農山漁村振興交付金について

○ 農山漁村振興交付金について

農林水産省は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業・整備事業（農福連携型）という支援制度を設けており、地域資源活用価値創出整備事業では、障害者等の雇用及び就労等を目的とした生産施設等の整備にかかる経費を1/2以内で助成しています。

具体的には、低コスト耐候性ハウス等の生産施設、加工・販売施設のほか、障害者等が農業生産活動に従事する際に必要となる休憩所、トイレ等の附帯施設の整備に活用できます（ただし、施設の補修や汎用性がある機械器具の導入には活用できません。）。

補助額の上限は、施設整備の内容が比較的安価な整備の場合は200万円（簡易整備）、要介護高齢者の介護福祉を目的とする場合は400万円（介護・機能維持）、収益性の高い複合的な経営形態を導入する等の場合は1,000万円（高度経営）、農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進める場合は2,500万円（経営支援）です。

なお、事業開始年度から起算して3年目までに、整備した生産施設等での作業に従事する障害者等を5名以上増加すること等が条件となっています。

※ 地域資源活用価値創出推進事業では移動式トイレ（車載トイレ、トイレカー等）のリースによる導入も支援しています。

事業内容の詳細は、整備しようとする施設の所在地に応じ、管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

○ 農山漁村振興交付金に関する手続きについて

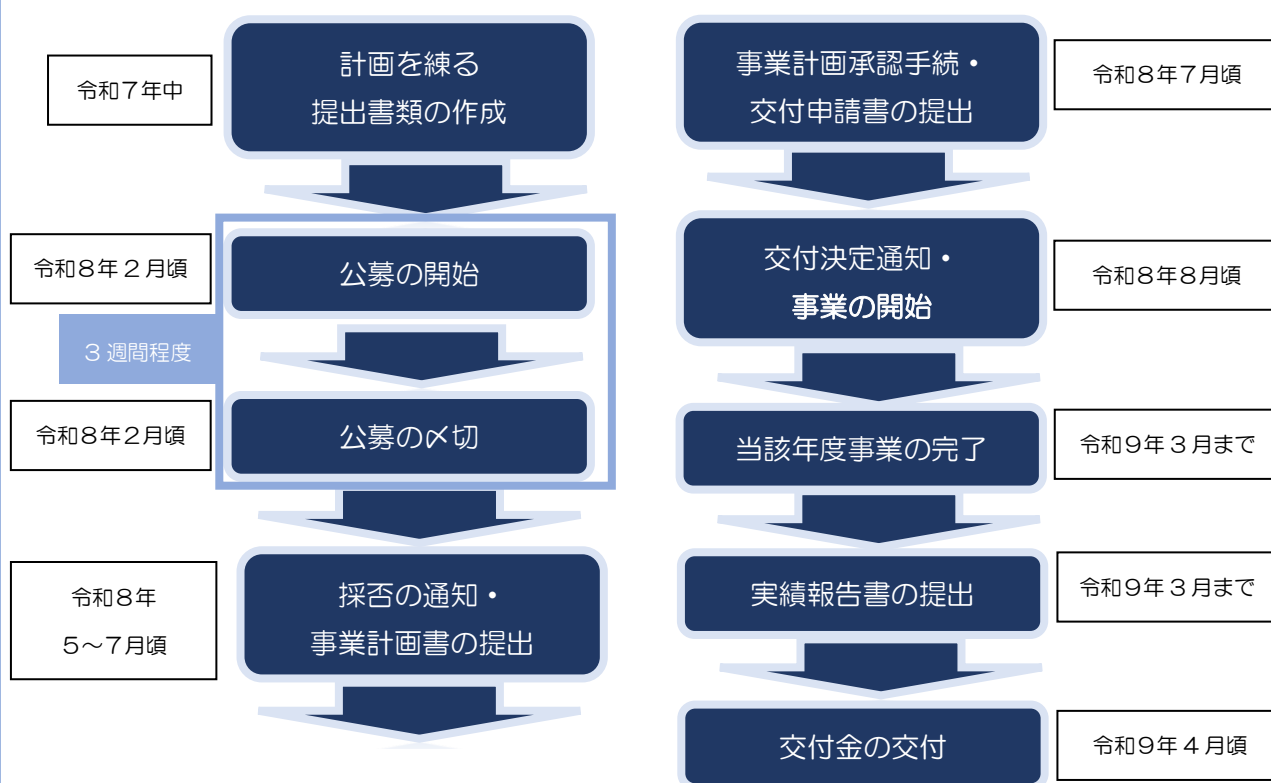
農山漁村振興交付金の交付事業者として選定を受けるためには、具体的な計画書・経理書類を提出する必要があります。また、公募期間は数週間程度なので、早くからの準備が必要です。

公募に関する詳細は、地方農政局等にお問い合わせください。

図4

農山漁村振興交付金に関する手続き

○令和8年度の手続イメージ（実際の月・期間は変更がありえます。）



整備しようとする施設の所在地	問合せ先 (問合せ時間：9時30分～17時00分 ※平日のみ)
北海道	<u>農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課</u> 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL：03-3502-0033
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	<u>農林水産省 東北農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 TEL：022-263-1111（内線 4118、4121）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	<u>農林水産省 関東農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 TEL：048-600-0600（内線 3483）
新潟県、富山県、石川県、福井県	<u>農林水産省 北陸農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 TEL：076-263-2161（内線 3487）
岐阜県、愛知県、三重県	<u>農林水産省 東海農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 2-6-2 名古屋第 4 地方合同庁舎 TEL：052-223-4630（内線 7402）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	<u>農林水産省 近畿農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁 子風呂町 TEL：075-451-9161（内線 2591）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	<u>農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 都市農村交流 課</u> 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 TEL：086-224-4511
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	<u>農林水産省 九州農政局 農村振興部 都市農村交流課</u> 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL：096-211-9111（内線 4633、4624）
沖縄県	<u>内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課</u> 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方 合同庁舎 2 号館 TEL：098-866-0031（内線 83326、83336）

A2：社会福祉施設等施設整備費補助金について

厚生労働省は、社会福祉法人等が障害者就労施設等を設立する際に、必要となる施設を整備するための補助金を設けています。これを、「社会福祉施設等施設整備費補助金」と言います。国と都道府県（指定都市・中核市）で対象となる整備の最大 3/4 を補助することになっています。

具体的には、障害者就労施設が備える必要のある訓練室・作業室・相談室に加え、これらの建物と一体となって固定され整備される設備が対象となります。そのため、加工施設などは対象となりえますが、建物とは別となるビニールハウスは原則として対象となりません。

対象となる施設や補助上限額の詳しい情報については、整備しようとする障害者就労施設が所在する都道府県の保健福祉部局にお問い合わせください。

（3）農業用機械・器具・資材等を確保する

Q3：農業用機械・器具・資材等をどこから確保すればよいのでしょうか？

A1：JA を通じて、リース・購入してみましょう。

A2：地域の農業用資材販売店からリース・購入してみましょう。

A1：JA からのリース・購入について

全国の各地域には、農薬・肥料等の購入や融資など、各種の農業関連の事業やサービスを組合員に対して提供する「JA（農協）」という組合組織があります。

JA の組合員資格は、それぞれの JA の定款に定めがあり、社会福祉法人や NPO 法人等の法人の形態にかかわらず、その営農の実態に即して、農業を営む法人と判断されれば、組合員になることも可能な場合があります。また、組合員以外の方に対しても一定の範囲で事業利用を認めている JA もありますので、農業用機械・器具・資材等のリース・購入に際しては、各地域の JA にご相談ください。

A2：地域の農業用資材販売店からのリース・購入や農業者からの借受けについて

地域の農業用資材販売店から、農業用機械・器具・資材等をリースしたり、購入することが考えられます。このような販売店の中には、単に販売するだけでなく、技術指導や経営コンサルタントも行うところがあります。

また、地域の農業者の中には、福祉のために、これらを貸してくださる方がいらっしゃる可能性がありますので、積極的に農業者に声をかけてはいかがでしょうか。

(4) 農業技術の指導を受ける

Q4：農業技術の指導をどこから受ければよいでしょうか？

A：都道府県の普及指導センター、JA や地域の農業者などに聞いてみましょう。

A：農業技術の指導を受けることについて

農福連携に取り組む障害者就労施設は、農産物の販売益から、利用者の賃金・工賃を支払う必要があるため、確かな農業技術を身につけて、できるだけ高い品質の農産物を多く収穫することが必要となります。

障害者就労施設は、あらかじめ、年間の作付け計画を作成して、農作業を行える利用者数や時間数、栽培可能な作物と売上げを算出し、どの程度の賃金・工賃の原資を確保できるかシミュレーションします。これにより、目標賃金・工賃総額に対して、農作業で確保できる賃金・工賃の割合を算出することで、単価の低い請負作業の割合を減らしていく計画を立てることができます。

○ 都道府県の普及指導センター

都道府県には、普及指導員という、農業の担い手に技術や経営に関する支援を行う職員が配置されており、それらの職員の拠点となる普及指導センターが、各都道府県に設置されています。

普及指導センターは、全ての都道府県に1か所以上、合計362箇所(令和7年3月末時点)が設置されています。お近くのセンターまでお問い合わせください。

【都道府県別普及指導センター一覧】

<https://www.jadea.org/link/center.html>



また、都道府県の中には、普及指導員OBが、障害者就労施設に技術指導を行っているところもあります。

○ JA や地域の農業者への相談について

後継者に経営を移譲し、経営の一線から退いた農業者から、農業技術の指導を受けることも考えられます。

全国には、約93万戸の農業者がいますが(令和5年農業構造動態調査)、その一覧は公開されていません。そのため、知り合いの農業者に技術指導を依頼するのが、現実的です。

また、JAから、障害者を受け入れるなどして農福連携に取り組む組合員(農業者)を紹介してもらえる可能性もあります。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

【JA一覧】<https://org.ja-group.jp/find>



2. 農業者から農作業を請け負う事業所へ

(1) 農業者へのアプローチ

Q1：人材を必要としている農業者は、どこで見つければよいのでしょうか？

A1：共同受注窓口を利用してみましょう。

A2：自治体の農業部局に相談してみましょう。

A3：都道府県の普及指導センターや JA に相談してみましょう。

A1：共同受注窓口の利用について

○ 共同受注窓口とは

共同受注窓口とは、企業等が発注したい物品や役務の内容を、受注が可能な障害者就労施設にあっせん・仲介する窓口のことを言います。

共同受注窓口は、全国 100 か所程度が設けられており、「社会就労センター協議会」などが運営しています。また、「ナイスハートネット」という WEB サイトを用いて、WEB サイト上であっせんを行う仕組みを設けているところもあります。

農業専用の共同受注窓口を設けているところもあります。

○ 共同受注窓口の利用について

共同受注窓口を利用する際は、あらかじめ、農業者から請け負える作業内容・作業量・就労可能な人数などについて、整理する必要があります。

また、ほとんどの共同受注窓口は、無料で利用できますが、手数料を徴収しているところもあります。詳細は、最寄りの共同受注窓口にお問い合わせください。

【最寄りの共同受注窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001649492.xlsx>

(平成 31 年 1 月 31 日時点)



A2：地方自治体の農業部局への相談について

近隣の共同受注窓口には、農業者の登録数が少ない場合もあります。また、共同受注窓口を介してマッチングできそうな農業者が遠方にある場合、ほ場に通うために時間がかかる結果、事業所が定める利用者の就労時間との関係で作業時間が短くなり、そのことを農業者が避けようとする傾向にあります。

そのため、地方自治体の農業部局が、農福連携を始めたい または 受け入れる障害者数を増やしたい近所の農業者の情報を持っている可能性がありますので、お問い合わせください。

A3：都道府県の普及指導センターや JA への相談について

都道府県には、普及指導員という、農業の担い手に技術や経営に関する支援を行う職員が

配置されており、それらの職員の拠点となる普及指導センターが、各都道府県に設置されています。

普及指導センターは、全ての都道府県に1か所以上、合計362箇所（令和7年3月末時点）が設置されています。お近くのセンターまでお問い合わせください。

【都道府県別普及指導センター一覧】

<https://www.jadea.org/link/center.html>



また、都道府県の中には、普及指導員OBが、農業の担い手と評価できる障害者就労施設に技術指導を行っているところもあります。

さらに、各地域には、農家のサポートを行う「JA（農協）」という組合組織があり、全国524組合（令和7年3月末時点）があります。そして、JAから、障害者を受け入れるなどして農福連携に取り組む組合員（農業者）を紹介してもらえる可能性もあります。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

【JA一覧】

<https://org.ja-group.jp/find>



（２）試行的な農作業請負の実施

Q2：まずは試行的に農作業を請け負うことはできますか？

A：共同受注窓口や自治体の農業部局を交えて相談してみましょう。

A：試行的な農作業請負の実施について

農業者や障害者就労施設が、農福連携の取組に慣れていない場合、まずは、数日間、試行的に農作業を請け負うことをご検討ください。

パターンとしては、

- ①正式契約後と同様に、農業者と障害者就労施設が農作業に関する請負契約を締結して、報酬を支払うパターン
- ②農業者と障害者就労施設が、農作業に関する請負契約を締結せず、短期間・無報酬で「援農ボランティア」をするパターン

の2つが考えられます。

どのようなパターンで実施するかについては、共同受注窓口や地方自治体の農業部局を交えて、相談してください。

なお、①のパターンの場合、ほ場において障害者に具体的な指示を行うのは、障害者就労施設の職業指導員であり、障害者就労施設は、まず、農業者から農作業の内容を伝えてもらったり、ほ場で作業体験を行い、その指導員がそれぞれの障害者特性に配慮して作業を割り当てることとなります。そのため、職業指導員は、農業者とのコミュニケーションを深め、農業者と信頼関係を築くことが大切です。

（３）正式契約

Q3：正式契約の締結にあたって仲介してくれる機関はありますか？

A：共同受注窓口や市町村の農業部局を交えて相談してみましょう。

A：契約締結の仲介について

試行的な農作業請負の実施を経て、正式に農作業に関する請負契約を締結する場合、契約内容を決定する必要がある、福祉のみならず農業の知識が必要です。共同受注窓口のコーディネーターや、地方自治体の農業部局の職員を交えて、契約締結の仲介してもらうことをご検討ください。

Q4：正式契約の締結にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：契約内容として、作業内容、作業期間、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険の加入者等に留意する必要があります。

A：契約内容と留意事項について

扱う作物、作業内容、作業期間、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険、その他留意事項を決定し、契約書【図3】（p16）や農作業依頼予定シートといった形で、書面に残します。

障害者就労施設は、請け負う農作業を円滑に実施できるよう、農業者に日々の栽培管理やほ場管理に十分な配慮をしてもらう必要があります。また、農業者が求める業務に対する達成度（量と質）を文書・写真・映像等で、具体的に示してもらうことは重要です。さらに、農業者に対し、作業担当である職業指導員と、勤務管理担当である管理者を伝えることで、どの話をどの職員に伝えるべきか、把握してもらいます。

任意保険の加入者は、障害者就労施設となるのが通常ですので、農業者には保険料を支払ってもらう必要がありません。

また、請負報酬の設定については、公平性の観点から、共同受注窓口や地方自治体の農業部局などの第三者が仲介し、作業工程ごとに単価を設定する方法が望ましいです。地方自治体の中には、すでに、作業工程ごとの単価を設定して、マニュアルとして公開しているところもあります。

請負報酬の設定については、「農福連携スタートアップマニュアル 第2分冊」p7～詳しく記載します。

Q5：請負形式による農作業の実施にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理することなどが必要です。

A：請負形式による農作業の実施について

適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主（障害者就労施設）が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方（農業者）から独立して処理することなどが必要です。

詳しくは「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」をご参照の上、ご不明点等があれば、都道府県労働局にご相談ください。

【労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328190.pdf>

